

資料3. 第二種奨学金の新規貸与(休学中の学生対象)

【休学者に係る第二種奨学生の推薦について】

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等(学びの複線化)の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者について、第二種奨学金に申し込むことができます。

(1) 申込可能な奨学金

第二種奨学金(有利子)

(2) 対象学年

全学年

(3) 対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たすことが必要です。

① 第二種奨学金の基準(人物・学力・家計)を満たしていること

第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。

家計基準は、日本学生支援機構が2020年度(2019年分)の収入情報を確認します。

② 現時点で、第二種奨学金の貸与を受けていないこと

③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和2年度(2020年度)中に休学しボランティアに参加する等(学びの複線化)の活動を行っている学生等

現時点で当該活動を行っていないくとも、令和3年3月までに休学し当該活動を開始する者も対象です。

現時点で既に活動が終了し、令和2年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。

令和3年4月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。

④ 当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

(4) 貸与始期

当該休学期間における活動開始年月(令和2年4月～令和3年3月)

※ 活動開始年月が令和2年3月以前であっても令和2年4月が貸与始期となります。

※ 活動開始年月が令和3年4月以降の場合は、申し込むことができません。

(5) 貸与終期

原則として卒業予定期

※ 当該休学期間における貸与期間は、最大1年間です。

(6) 貸与金額

2万円～12万円(1万円単位で選択可能)

(7)提出書類

「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」

「休学時奨学金継続願」

※教務学生課窓口で配付

(8)提出期限

令和2年12月23日(水)

(9)初回交付日

令和3年2月10日(水)

※令和3年3月に活動を開始する者は、貸与始期が令和3年3月、初回交付日が令和3年3月11日(木)となります。

(10)備考

この奨学金に申し込む学生は、2020年12月もしくは2021年1月に実施される面接に必ず参加する必要があります。面接の詳細は申し込み後に通知します。